



平成 25 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫
(コード番号 8065 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 田浦 義明
(TEL 03-5218-5312)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 24 日付でワヨー株式会社（以下、「一審原告」という。）より提起された訴訟につきまして、当社社員の不法行為への関与が認められるとして損害賠償を命じた判決を不服として、平成 25 年 2 月 13 日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成 25 年 12 月 20 日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方の概要

- (1) 商 号 ワヨー株式会社（一審原告）
- (2) 所 在 地 東京都台東区蔵前一丁目 8 番 2 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 和倉 大輔

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、一審原告が、当社に対し、当社が認識していない取引について、取引があり、売買代金 5 億 3 千 3 百万円余が発生しているとして、その代金相当額及び遅延損害金請求の訴えを提起し、また、訴訟提起後に予備的主張として、当社社員が当該取引に関与したことが不法行為であるとして、使用者責任による売買代金相当の損害賠償金及び遅延損害金の支払いの請求を加えたものです。

第一審東京地方裁判所は、平成 25 年 2 月 8 日、一審原告の予備的請求のうち、4 億 5 千 7 百万円余と遅延損害金の請求を認め、これに対し、当社は、前記のとおり控訴し、一審原告も、請求の全額を認められなかったことを不服とし、附帯控訴をしていました。

当社は、第一審及び控訴審を通じて、一審原告の主張する取引は存在せず、当社社員の関与はなく不法行為に該当しないとして、当社に非がないことを主張し全面的に争ってまいりましたが、東京高等裁判所から本件訴訟について 3 億 7 千万円を支払うことの和解提案がございました。

当社は、一審原告の主張を認めるものではないものの、本件訴訟が開始後 4 年を迎えようとしていることや、本件訴訟の更なる長期化により今後生じることとなる経済的・人的コストの負担等を総合的に考慮し、裁判所の前記和解提案に応じることが合理的であると判断するに至りました。

3. 和解条項の概要

- (1) 控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。注. 当社のこと）は、被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。注. 一審原告のこと）に対し、和解金として 3 億 7 千万円の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、平成 26 年 1 月 15 日限り、被控訴人代理人の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 控訴人が、前項の金員の支払を怠ったときは、控訴人は、被控訴人に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成 26 年 1 月 16 日から支払済みま

で年5分の割合による遅延損害金を支払う。

- (4) 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が供託した担保の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (5) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (6) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、第一審、二審を通じて、各自の負担とする。

4. 今後の見通し

平成25年2月15日付で公表しております通り、第一審判決を考慮し、平成25年3月期に遅延損害金を含む損害賠償金発生見込額5億2千8百万円を引き当て済みでありますので、本件和解金3億7千万円との差額、1億5千8百万円を平成26年3月期第3四半期において特別利益に計上する予定です。

なお、平成25年12月20日付「固定資産の譲渡に関するお知らせ」についても公表しておりますが第3四半期末から第4四半期にかけて、中国や東南アジアなど新興国経済の鈍化が懸念されるなど先行きが不透明であることから、平成25年10月23日に公表いたしました平成26年3月期の通期業績予想（連結及び個別）に変更はありません。

今後、業績予想を見直しする必要がある場合には、速やかにお知らせします。

以 上